

第5回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 11月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 11月28日 (火) 15時30分～16時37分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

●欠席委員

15番 廣江 英幸

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

11番 珠玖 春美 12番 鳥本 和則

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、11番 珠玖委員、12番 鳥本委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、横溝現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い復元状況の現地調査を実施したので報告する。11月17日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、土屋委員、松久委員、そして私横溝、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、調査内容の説明を受けた後、現地調査へ向かい、各現地では地元委員の説明を受け、調査を行いました。番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長(島部会長) ただ今、横溝委員より報告がありました報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長(島部会長) それでは、道下あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○16番(道下委員) 16番道下です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月20日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、嶋崎委員、野澤委員、山川委員、栗野委員、そして私道下、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番、2番、3番、4番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番は賃貸借でのあっせん成立、番号5番、6番、17番、18番について

は売買でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、道下あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号11番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略しましたので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南11線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積48,027㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町新生南12線外合計5筆、公募・現況地目とも畑、合計面積126,481㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町新生南12線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積29,042㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町中伏古2線、公募・現況地目とも畑、面積2,483㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号5番】土地の所在は、芽室町中伏古2線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積16,075.75㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号6番】土地の所在は、芽室町中伏古2線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積16,075.75㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号7番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線、公簿・現況地目とも畑、面積10,698㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号8番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線、公簿・現況地目とも畑、面積13,330㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号9番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、面積39,817㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号10番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線、公簿・現況地目とも畑、面積36,574㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号11番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畑、面積18,951㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積15,242㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年9月30日、土地の引渡しの時期は令和5年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,602㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。申請地は、市街地から約4kmの中島地区に位置しています。譲受人は、42年間営農を行っており、現在29haの耕作地で農業を営んでいるため、問

題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室北3線、公簿・現況地目とも畑、面積は448㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○8番（小林委員） 8番小林です。申請地は、市街地から約5kmの中島地区に位置していません。譲受人は、清水町で31年間営農を行い、現在39haの耕作地で農業を営んでいます。今回の申請は、耕作面積内の448㎡であり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番】土地の所在は、芽室町美生1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は10,537㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、ふるさと歴史館ねんりんから東へ1km程に位置しており、譲受人の住宅周辺の農地です。譲受人は、40年間営農を行っており、後継者もおられ、地域でも中心的な役割を果たしています。また、長年作付けされている農地の一部とことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原

案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号4番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は44,211㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認を行いました。申請地は、介護老人保健施設りらくから南へ300mの大成地区に位置しています。申請地は飛び地であり、譲渡人が通って作付けすることが困難となったため、譲受人との賃貸借を継続していましたが、この度双方の意見をすり合わせた結果、売買の申請となりました。譲受人は地域でも中心的な役割を果たしており、周辺地域へ問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号5番、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号5番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積は9,798㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は29,488㎡です。本申請は、売買となります。調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、嵐山手前1km、美生11号の西へ500m入ったところに位置しています。譲渡人が経営縮小、譲受人は農業経営拡大のため買受をしたいとのこと。譲受人は、37年間営農を行っており、地域の中でも中心的な役割を果たしている方で、後継者もすでに営農に従事しております。また、周辺地域の理解もあり、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番、番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに、番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号7番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積は3,250㎡です。本申請は、10年間の賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 島本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○12番（島本委員） 12番島本です。先日、現地確認を行いました。申請地は、12線17号の譲渡人住宅の道路を挟み、東側に位置しています。貸人は、家族でアスパラのみ収穫していましたが、家族経営が厳しいとの判断になり、今回の申請となりました。申請地は、借人の自宅から500m程にあり、有効活用が可能であるため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号58番から整理番号77番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号58番】土地の所在は、芽室町新生南11線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積48,027㎡を賃貸借するものです。

【整理番号59番】土地の所在は、芽室町新生南12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積126,481㎡を賃貸借するものです。

【整理番号60番】土地の所在は、芽室町新生南12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積29,042㎡を賃貸借するものです。

【整理番号61番】土地の所在は、芽室町中伏古2線、公簿・現況地目とも畑、面積2,483㎡を賃貸借するものです。

【整理番号62番】土地の所在は、芽室町中伏古2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積16,075.75㎡を売買するものです。

【整理番号63番】土地の所在は、芽室町中伏古2線、公簿・現況地目とも畑、面積16,075.75㎡を賃貸借するものです。

【整理番号64番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線、公簿・現況地目とも畑、面積10,698㎡を賃貸借するものです。

【整理番号65番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線、公簿・現況地目とも畑、面積13,330㎡を賃貸借するものです。

【整理番号66番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積39,817㎡を賃貸借するものです。

【整理番号67番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線、公簿・現況地目とも畑、面積36,574㎡を賃貸借するものです。

【整理番号68番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畑、面積18,951㎡を賃貸借するものです。

【整理番号69番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、面積46,646㎡を賃貸借するものです。

【整理番号70番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、面積21,646㎡を賃貸借するものです。

【整理番号71番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積25,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号72番】土地の所在は、芽室町坂の上11線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積48,848㎡を賃貸借するものです。

【整理番号73番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積15,242㎡を売買するものです。

【整理番号74番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は19,004㎡を売買するものです。

【整理番号75番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は27,957㎡を賃貸借するものです。

【整理番号76番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は24,851㎡を賃貸借するものです。

【整理番号77番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は43,845㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号58番から整理番号77番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号58番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号58番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号59番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号59番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号60番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号61番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号61番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号62番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号62番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号63番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号63番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号64番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号64番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号65番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号65番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号65番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

ませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号65番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号66番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号66番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号67番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号67番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号68番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号68番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号69番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号69番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号70番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号70番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号71番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号71番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号72番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号72番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号73番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号73番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号74番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号74番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号75番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号75番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号76番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号76番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号77番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号77番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号78番についてですが、土屋委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、土屋委員は、議事参与が制限されることとなります。土屋委員には、議事終了まで退出をお願いします。
○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時22分 休憩

【土屋委員退室】

16時22分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。
○議長（島部会長） それでは、整理番号78番について事務局より議案の説明をお願いします。
○事務局（土田）

【整理番号78番】土地の所在は、芽室町新朝日、公簿・現況地目とも畑、面積は20,000㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ただ今説明のありました、整理番号78番について、ご意見・ご質問ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 次に採決を行います。整理番号78番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号78番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時23分 休憩

【土屋委員入室】

16時24分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号79番から整理番号83番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【整理番号79番】土地の所在は、芽室町新朝日、公簿・現況地目とも畑、面積は21,977㎡を賃貸借するものです。

【整理番号80番】土地の所在は、芽室町美生1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は26,561㎡を賃貸借するものです。

【整理番号81番】土地の所在は、芽室町美生1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は59,133㎡を賃貸借するものです。

【整理番号82番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は41,885㎡を賃貸借するものです。

【整理番号83番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は13,536㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号79番から整理番号83番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号79番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号79番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号80番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号80番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号81番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号81番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号82番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号82番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、整理番号83番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号83番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、整理番号84番についてですが、盛田委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、盛田委員は、議事参与が制限されることとなります。盛田委員には、議事終了まで退出をお願いします。
- 議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時29分 休憩

【盛田委員退室】

16時29分 再開

-
- 議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。
- 議長（島部会長） それでは、整理番号84番について事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田）

【整理番号84番】土地の所在は、芽室町美生2線、公簿・現況地目とも畑、面積は23,312㎡を賃貸借するものです。

- 議長（島部会長） ただ今説明のありました、整理番号84番について、ご意見・ご質問ありませんか。

【なし・・・との声】

- 議長（島部会長） 次に採決を行います。整理番号84番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号84番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時31分 休憩

【盛田委員入室】

16時31分 再開

-
- 議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号85番から整理番号89番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【整理番号85番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線、公簿・現況地目とも畑、面積は49,231㎡を売買するものです。

【整理番号86番】土地の所在は、芽室町雄馬別11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は59,850㎡を売買するものです。

【整理番号87番】土地の所在は、芽室町上芽室北外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,274㎡を売買するものです。

【整理番号88番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は67,636㎡を売買するものです。

【整理番号89番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畑、面積は2,485㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号85番か整理番号89番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号85番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号85番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号86番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号86番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号87番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号87番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号88番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号88番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号89番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号89番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

○議長(島部会長) 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

(16時37分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員